

協議事項42

学校生活のルールや決まり（校則など）見直しの取組み状況について
校則の見直しについて、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年10月20日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

令和4年度 学校生活のルールや決まり（校則など） 見直しの取組み状況について

1. 概要

学校生活のルールや決まりは児童生徒が健全な学校生活を送るうえで守るべき指針であり、また規範意識の醸成にむけて教育的意義を有するものである。

その内容は社会通念上合理的な説明ができる事が必要であり、その見直しを推進するため、令和3年度に「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン」の策定を行い（令和4年度に一部改訂）、各校で見直しを行っている。

2. 令和3年度 校則（学校生活のルールや決まり）見直し状況

※数値はすべて学校数（分校を含まない）

	小	中	高	特支
学校数（分校含む）	163	82	8	6
R3年度、校則の点検を行った	163	82	8	6
R3年度、何らかの校則の変更を行った	70	81	8	3
R3年度、子どもの権利について職員研修した	163	82	8	6
R3年度、子どもの権利について生徒が学習した	128	67	5	2

※主な項目別の見直し状況（中学校82校・高等学校8校）

	校種	R3年度 校則あり	R3年度 改訂	R4年度 以降検討継続
肌着は白一色とする	中学	62	49	13
靴は白一色とする	中学	75	46	29
靴下は白一色とする	中学	80	43	37
女子の靴下は三つ折りにする	中学	35	33	2
ツープロック不可	中学	71	36	35
	高校	4	4	0
ポニーテール不可	中学	48	24	24

学校生活のルールや決まり(校則など)に関するガイドライン

1. 学校生活のルールや決まり(校則など)の意義

学校生活のルールや決まり(校則など)は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、児童生徒が守るべき学習上及び生活上の規範として定められるものです。児童生徒が、将来、規範意識を持って生活ができるように、規範意識を遵守する意識を涵養するとともに、何をすべきか、何をしてはならないのかという善悪の判断を行う能力を育てる意味もあります。

2. 学校生活のルールや決まり(校則など)についての基本的な方針

学校生活のルールや決まり(校則など)については、‘子どもの権利’を守る観点等に鑑み、以下に示す方針を踏まえて策定および運用を行います。特に、児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課すような場合には、後に示す見直しの手順に基づき明文化しておく必要があります。

- ① 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めること。また、しつけや道徳、健康に関する細かな事項は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取り組みや、生徒の自主的な取り組みとする視点も持つこと。
- ② 学校生活のルールや決まり(校則など)の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないものが望ましいこと。特に障害がある児童生徒への合理的配慮や、さまざまな文化を背景に持つ児童生徒や性的マイノリティに対してのきめ細やかな対応についての配慮を踏まえるとともに、児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討すること。
- ③ 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、学校生活のルールや決まり(校則など)の内容については絶えず見直す機会を設定すること。その際には、児童生徒が主体的にルールや決まりについて考える機会を設けたり、保護者の意見を聴取したりするなど、学校、児童生徒、保護者・地域の三者による合意形成を大切にすること。

3. 学校生活のルールや決まり(校則など)の見直しのあり方

(1)見直しの目的について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては社会通念上合理的な説明ができる範囲とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、不断にその内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

また、見直しにおいて、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、学校生活のルールや決まり(校則など)の指導に効果が上がることが期待されます。

(2)見直しの手順について

学校生活のルールや決まり(校則など)の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会としなければなりません。また各学校園では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため絶えず積極的な見直しが求められています。

これらの主旨を踏まえ、各学校園では以下の手順に沿って必要な見直しを行うものとします。

- ① 見直しに当たっては、児童生徒が規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむために、各校の学校生活のルールや決まり(校則など)について児童・生徒が話し合う活動を毎年度当初に計画し、実施します。あわせて、子どもの権利についての意識を高めるために教職員研修を実施するとともに、児童生徒においても、学級活動や児童・生徒会活動などの特別活動等において、子どもの権利について必ず学習します。
- ② 保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価の項目に必ず学校生活のルールや決まり(校則など)についての事項を設定します。また、学校運営協議会(もしくは、学校評議員)を通して、その内容についての協議を行います。
- ③ 各学校園においては、校則検討委員会等の、学校生活のルールや決まり(校則など)に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校生活のルールや決まり(校則など)についての見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。
- ④ 見直した内容については、速やかに保護者にお知らせします。また、ルールや決まり(校則など)を学校ホームページに掲載し、周知を行います。見直しの取組みについては適切に記録・保存し、その経緯を引き継ぎます。

(3)見直しの行程について

①令和3年度の行程

	委員会事務局	学 校
6 月	ガイドライン策定	児童生徒や保護者が関わる仕組みづくり
7 月 ～ 2 月		見直しの実施 ↓ 結果の公表 (保護者へのお知らせ・学校 HP の掲載)
2 月	報告書受領	報告書作成・提出
3 月	ガイドライン検証	

※見直しの実施や公表については、内容等に応じてできるものから速やかに行います。

②令和4年度以降の行程

	委員会事務局	学 校
6 月	ガイドライン (改訂版) 発出	見直しの計画・実施 ↓
6 月 ～ 2 月		学校運営協議会(学校評議員)で協議・報告 結果の公表 (保護者へのお知らせ・学校 HP の掲載)
2 月	報告書受領	報告書作成・提出
3 月	ガイドライン検証	

※見直しの実施や公表については、内容等に応じてできるものから速やかに行います。

(4)見直しすべき内容について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な理由が説明できる内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については各学校園において必ず見直しを行うこととします。

①さまざまな文化や性の多様性への配慮がないもの

例) 女子はスカートとするなど、性別ごとに標準服を設定し、選択の余地がないもの

例) 男子は耳にかからない長さとするなど、性別ごとに違った髪型の規定をしているもの

例) 夏服時は半そでのシャツのみとするなど 肌を隠すことが許されない服装の規定
をしているもの

②健康上の配慮がないもの

例) マフラーやタイツの禁止など、体調維持に問題が生じるもの

例) 給食は決められた時間内に残さず食べるなど、健康被害につながるもの

③その他合理的な説明が難しいと思われるもの

例) 女子は靴下を三つ折りにしてはくなど、目的がわかり難いもの

例) 靴、靴下、肌着等は白一色とするなど、色を過剰に限定するもの

上記はあくまでも例示であり、これ以外にも合理的な説明が難しいと思われる内容については積極的に見直しを行うこととします。